

令和6年度第1回さいたま市スポーツ文化局指定管理者審査選定委員会 議事概要

1 日 時 令和6年6月25日(火) 10時00分～11時30分

2 会 場 西会議棟第3会議室

3 出席者 (委員)上田和恵委員長、小宮綾子委員、有田明子委員、宝力美和委員、  
鶴田達也委員、石塚正歳委員、丸屋美智代委員  
(所管課)文化振興課  
(事務局)スポーツ振興課

4 欠席者 なし

5 諮問内容と答申結果

以下の施設の選考方法案について諮問を受け、議事要旨のとおり答申した。

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
さいたま市文化センター	1	文化会館	非公募	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日
さいたま市民会館おおみや	1			
さいたま市民会館いわつき	1		公募	
さいたま市恭慶館	1	伝統文化施設等	公募	
さいたま市氷川の杜文化館	1			
さいたま市盆栽四季の家	1			

6 議事要旨

(1) 委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

委員長を互選により選任した後、委員長から委員長職務代理者を指名した。

【結果】

委員長には、法律的視点があり、客観的な立場からまとめていただける方として、上田和恵委員が選任された。委員長職務代理者には、経営コンサルタントとして企業経営等に客観的視点を持つ小宮委員が、上田和恵委員長から指名された。

(2)さいたま市文化センター指定管理者の選考方法案について

所管課から、以下の内容について説明を受けた。

① 募集区分

単独とする。

② 設置条例名・設置目的

さいたま市文化会館条例、市民の文化の向上と福祉の増進を図るため

③ 募集方法

非公募とし、公益財団法人さいたま市文化振興事業団を候補者とする。理由として、さいたま市文化センターは、さいたま市文化芸術都市創造計画により、市民等の文化芸術活動の中心的な役割を担う文化芸術創造拠点として位置付けられており、文化芸術創造拠点の運営条件として、市の文化芸術政策と密接に連携し、事業展開を行っていること、関連分野との連携や長期的ビジョンを持ちつつ、施設の特性に応じた運営と多様な事業を実施し、本市の文化技術を担う人材の育成支援等に取り組むこととしている。

当該事業団はさいたま市文化芸術都市創造計画において、唯一の文化芸術の推進主体として位置付けられているほか、事務局を担っているアーツカウンシルにおいても文化芸術団体の関係者や興味を持つ市民等を対象とした学びの場を設け、文化芸術活動を担う人材を育成するとしている。

以上のことから、文化芸術創造拠点の運営要件に合致している当該事業団を候補者とするものである。

④ 指定期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日(3年間)

⑤ 施設概要・業務内容

・ 施設概要

【所在地】さいたま市南区根岸1丁目7番1号

【規模】延床面積22,188㎡、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階・地上4階塔屋3階、昭和60年8月開館

【主な施設】大ホール、小ホール、多目的ホール、集会室等

・ 指定管理者の業務

○施設の利用許可、利用料金の徴収に関する業務

○施設、附属設備の維持管理に関する業務

○文化・芸術事業に関する業務

○物品等の管理

○その他施設の管理運営に関する業務

⑥ 選定基準

・ 現行の指定管理者に継続管理させるという観点から、前回選定時からの変更はなし。

・ 配点については、各審査項目について、基本的に5点とし、選定に当たってより重要な審査基準であると考えられる項目については、配点のウエイトを2倍の10点、または3倍の15点とした。

・ 文化芸術都市の創造に向けた取組みについて、3倍の配点とした。

・ 施設の利用率の向上についても重要な取組みと考えているため、3倍の配点とした。

⑦ 利用料金制

あり

⑧ 指定管理料

- ・ 3年間で、662,094千円
- ・ 文化事業費や施設管理費からなる管理経費等の合計から施設利用料等の収入額を差し引いた額を指定管理料として設定している。

⑨ スケジュール

募集期間:7月11日～8月16日

**【質疑等】**

Q 実績評価を含む選定基準の配点について、前回と同様か。

A 同様である。

Q 指定管理期間について、前回の5年間から3年間に変更する理由は。

A 現時点では施設の稼働率がコロナ化以前の水準まで回復していない状況であり、今後の稼働率の動向については不確定な状態。その中で、指定期間が長期になると指定管理料の算定を行う際に実績との乖離が大きくなるリスクが考えられるため、5年間から3年間に変更した。

Q 指定管理期間は施設によって異なっても問題はないのか。

A お見込みのとおり。

Q 指定管理料について、年度によって金額が異なる理由は。

A 主に人件費のベースアップ等を考慮している。

Q 選定基準について、最終的な得点を出した中で最低制限基準に満たない場合は選定されないということだが、例えば0点の項目があったとしても最低制限基準を満たす場合は選定されるということよろしいか。

A お見込みのとおり。

**【所管課退室後の意見、指摘事項】**

Q 非公募の施設の場合も審査を行うのか。

A 審査を行う。

**【結果】**

さいたま市文化センター指定管理者の選考方法案については、所管課の案のとおり承認することに決定した。

(3)さいたま市民会館おおみや指定管理者の選考方法案について

所管課から、以下の内容について説明を受けた。

① 募集区分

単独とする。

② 設置条例名・設置目的

さいたま市文化会館条例、市民の文化の向上と福祉の増進を図るため

③ 募集方法

非公募とし、公益財団法人さいたま市文化振興事業団を候補者とする。理由として、さいたま市民会館おおみやは、さいたま市文化芸術都市創造計画により、市民等の文化芸術活動の中心的な役割を担う文化芸術創造拠点として位置付けられており、文化芸術創造拠点の運営条件として、市の文化芸術政策と密接に連携し、事業展開を行っていること、関連分野との連携や長期的ビジョンを持ちつつ、施設の特性に応じた運営と多様な事業を実施し、本市の文化技術を担う人材の育成支援等に取り組むこととしている。

当該事業団はさいたま市文化芸術都市創造計画において、唯一の文化芸術の推進主体として位置付けられているほか、事務局を担っているアーツカウンシルにおいても文化芸術団体の関係者や興味を持つ市民等を対象とした学びの場を設け、文化芸術活動を担う人材を育成するとしている。

以上のことから、文化芸術創造拠点の運営要件に合致している当該事業団を候補者とするものである。

④ 指定期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日(3年間)

⑤ 施設概要・業務内容

・ 施設概要

【所在地】さいたま市大宮区大門町2丁目118番地

【規模】延床面積15,311.19㎡、鉄骨鉄筋コンクリート造

地上1階、4階～9階、令和4年4月開館

【主な施設】大ホール、小ホール、展示室、集会室等

・ 指定管理者の業務

○施設の利用許可、利用料金の徴収に関する業務

○施設、附属設備の維持管理に関する業務

○文化・芸術事業に関する業務

○物品等の管理

○その他施設の管理運営に関する業務

⑥ 選定基準

・現行の指定管理者に継続管理させるという観点から、前回選定時からの変更はなし。

・配点については、文化センターと同様の審査項目、配点の詳細としている。

⑦ 利用料金制

あり

⑧ 指定管理料

- ・ 3年間で、544,499千円
- ・ 文化事業費や施設管理費からなる管理経費等の合計から施設利用料等の収入額を差し引いた額を指定管理料として設定している。

⑨ スケジュール

募集期間:7月11日～8月16日

**【質疑等】**

Q 人件費について、令和4年度～6年度の平均額から約1割下がっている理由は。

A 当施設は令和4年に新たに開館しており、開館後初めての現指定管理期間の実績を踏まえて積算している。その中で職員の退職給付引当金を下げていることが主な理由である。

Q 事業収入について、現指定期間と比較して大幅に増加している理由は。

A さまざまな興行の開催等により今後の増加が見込めると考えている。

Q 現状の稼働率を加味したうえでの積算額ということか。

A 現状の稼働率は約70%であり、さらに稼働率を上げることは難しいが、計画的な保守点検等を行うことによる効率的な運営や、大きな興行の開催等により事業収入を上げていきたいと考えている。

Q 利用料金の内訳について、金額が大きいのは大ホールか。全体に占める割合は。

A 大ホールである。全体に占める割合は36%程度である。

Q 大ホールの稼働率についても約70%か。

A 令和4年度は約73%、令和5年度は約71%である。

Q 稼働率が70%程度だと現在の料金体系では事業収入の増加は見込めないのでは。価格設定等により増加に繋げていくのか。

A 興行目的での利用を促進する等により、増加に繋げていきたいと考えている。

**【所管課退室後の意見、指摘事項】**

なし。

**【結果】**

さいたま市民会館おおみや指定管理者の選考方法案については、所管課の案のとおり承認することに決定した。

(4)さいたま市民会館いわつき指定管理者の選考方法案について

所管課から、以下の内容について説明を受けた。

① 募集区分

単独とする。

② 設置条例名・設置目的

さいたま市文化会館条例、市民の文化の向上と福祉の増進を図るため

③ 募集方法

公募

④ 指定期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日(3年間)

⑤ 施設概要・業務内容

・ 施設概要

【所在地】さいたま市岩槻区太田3丁目1番1号

【規模】延床面積6,886㎡、鉄筋コンクリート造、地下1階・地上5階 昭和44年3月開館

【主な施設】ホール、集会室等

・ 指定管理者の業務

○施設の利用許可、利用料金の徴収に関する業務

○施設、附属設備の維持管理に関する業務

○文化・芸術事業に関する業務

○物品等の管理

○その他施設の管理運営に関する業務

・ 申請資格要件等

○事務所の所在地がさいたま市内である、又は指定期間開始前までに市内に有する予定であること

○300席以上のホール機能を有する文化施設に類する施設(施設所在地が市外も可)の管理運営業務を3年以上継続して行った実績があること

⑥ 選定基準

・ 文化センター等と同様の審査項目、配点の詳細としている。

・ ただし、最低制限基準については、本施設は公募であることから、合計得点、比較する得点ともに、2(4)①の配点を減じた点数の60%とする方式は採用していない。

⑦ 利用料金制

あり

⑧ 指定管理料

・ 3年間で、319,070千円

・ 文化事業費や施設管理費からなる管理経費等の合計から施設利用料等の収入額を差し引いた額を指定管理料として設定している。

⑨ スケジュール

募集期間:7月11日～8月16日

### 【質疑等】

Q 公募の理由は、非公募との違いは。

A 施設の位置付けによるものである。文化センター及び市民会館おおみやについては、文化芸術創造拠点に位置付けられているので非公募としているが。市民会館いわつきは地域文化施設の位置付けであるため、公募としている。

Q 指定管理者が行う業務は、非公募施設である文化センター、市民会館おおみやと同様か。

A 同様である。

Q 前回の応募者数は。

A 1者である。

Q その1者は当時の指定管理者であるか。

A 当時の指定管理者である。

Q 開館は昭和44年だが、修繕は予定しているか。

A 指定管理者が行う修繕の中で対応していただく予定であり、施設管理費に組み込まれている。過去の実績と比較し、修繕料を増やしている。

Q 3年間の中で、市の公共施設マネジメント計画に定められている大規模修繕、中規模修繕等の予定はあるか。直近の修繕の実績は。

A 予定はない。直近では令和4年に外壁及び屋根の改修工事を行っている。

Q 前回応募者数が1者ということを受けて、応募者を増やすための工夫はあるか。

A 前は申請資格について、「事務所の所在地がさいたま市内であること」としていたが、今回は、「事務所の所在地がさいたま市内、又は指定期間開始前までに市内に有する予定であること」に変更している。

Q 施設の稼働率は。

A 全体の稼働率は、令和4年度は22.9%、令和5年度は23.2%であり、コロナ以前の水準まで戻ってきていない状況である。

### 【所管課退室後の意見、指事】

Q 選定基準の2-(4)-①について、応募が1者だった場合は満点となるのか。

A 満点となる。

### 【結果】

さいたま市民会館いわつき指定管理者の選考方法案については、所管課の案のとおり承認することに決定した。

(5)さいたま市恭慶館、さいたま市氷川の杜文化館、さいたま市盆栽四季の家指定管理者の選考方法案について

所管課から、以下の内容について説明を受けた。

① 募集区分

3施設一括とする。

② 設置条例名・設置目的

さいたま市伝統文化施設条例、伝統文化に関する場を提供するとともに、市民相互の交流を促進し、もって伝統文化の普及及び伝承を図り、市民文化の向上に寄与するため

さいたま市盆栽四季の家条例、明るく住みよい近隣社会の形成に寄与するため

③ 募集方法

公募

④ 指定期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日(3年間)

⑤ 施設概要・業務内容

・ 施設概要

さいたま市恭慶館

【所在地】さいたま市浦和区常盤9丁目30番5号

【規模】延床面積255㎡、木造平屋建、平成11年9月開館

【主な施設】和室(2室)、茶室、表広間

・ 指定管理者の業務

○施設の利用許可、利用料金の徴収に関する業務

○施設、附属設備の維持管理に関する業務

○文化・芸術事業に関する業務

○物品等の管理

○その他施設の管理運営に関する業務

・ 申請資格要件等

○事務所の所在地がさいたま市内である、又は指定期間開始前までに市内に有する予定であること

○さいたま市の伝統文化施設に類する施設の管理運営業務を3年以上継続して行った実績があること

・ 施設概要

さいたま市氷川の杜文化館

【所在地】さいたま市大宮区高鼻町2丁目262番地1

【規模】延床面積992㎡、鉄筋コンクリート造、地上2階 平成9年11月開館

【主な施設】舞台付練習場、和室、展示場等

・ 指定管理者の業務

○施設の利用許可、利用料金の徴収に関する業務

○施設、附属設備の維持管理に関する業務

○文化・芸術事業に関する業務

- 物品等の管理
- その他施設の管理運営に関する業務
- ・ 申請資格要件等
  - 事務所の所在地がさいたま市内である、又は指定期間開始前までに市内に有する予定であること
  - さいたま市の伝統文化施設に類する施設の管理運営業務を3年以上継続して行った実績があること
- ・ 施設概要
 

さいたま市盆栽四季の家

【所在地】さいたま市北区盆栽町267番地1

【規模】延床面積224㎡、木造平屋建、昭和59年12月開館

【主な施設】和室(2室)、休憩室
- ・ 指定管理者の業務
  - 施設の利用許可、利用料金の徴収に関する業務
  - 施設、附属設備の維持管理に関する業務
  - 文化・芸術事業に関する業務
  - 物品等の管理
  - その他施設の管理運営に関する業務
- ・ 申請資格要件等
  - 事務所の所在地がさいたま市内である、又は指定期間開始前までに市内に有する予定であること
  - さいたま市の伝統文化施設に類する施設の管理運営業務を3年以上継続して行った実績があること
- ⑥ 選定基準
  - ・ 市民会館いわつきと同様の審査項目、配点の詳細としている。
- ⑦ 利用料金制
 

あり
- ⑧ 指定管理料
  - ・ 3年間で、184,636千円
  - ・ 文化事業費や施設管理費からなる管理経費等の合計から施設利用料等の収入額を差し引いた額を指定管理料として設定している。
- ⑨ スケジュール
 

募集期間:7月11日～8月16日

**【質疑等】**

Q 3施設の所在地が異なるが、なぜ一括して管理を行うのか。

A すべて伝統文化を扱う施設であり、管理が異なる場合はそれぞれの責任者を置く必要があるが、一括で管理することによって責任者が1人となり、人件費を抑えられる等のメリットが生まれる。

Q 前回の応募者数は1者であるか。

A 1者である。

Q 文化事業収入について、現指定期間と比較して増加している理由は。

A 施設の稼働率について、平成29年度の66.3%に対して、令和5年度は47%と他の施設と比較し、コロナ以前の水準に戻っていない現状を受けて、事業収入増加の余地があると見込んでいる。

Q 事業収入増加に繋げるための具体的な施策はあるか。

A 文化事業収入について、令和2年度～令和6年度の平均額39万2千円に対し、令和5年度の1年間で見ると約60万7千円であるため、予定額に近い収入が見込まれると考えている。

#### 【所管課退室後の意見、指摘事項】

なし。

#### 【結果】

さいたま市恭慶館、さいたま市氷川の杜文化館、さいたま市盆栽四季の家指定管理者の選考方法案については、所管課の案のとおり承認することに決定した。

#### 7 その他

- ・ 委員より、令和4年度のスポーツ文化局指定管理者審査選定委員会終了時に、「選定基準における実績評価の加点が過大であり、優れた内容の提案を行った団体が指定管理者に選定されにくい仕組みになっている」との意見があったことから、事務処理の所管部署である行財政改革推進部に意見を伝えるとともに、事務局として適宜協議を行っていくこととしていたことについて、その後の進捗状況の確認があった。
- ・ 事務局より、その後行財政改革推進部から、「他指定都市の状況や本市における過去5年間（令和3年度以前の選定）の実績評価による影響等を踏まえても現在の採点基準が適切と考える」との回答があったことについて報告を行った。